

## 資格喪失年齢引き上げ、中途引き出し要件緩和に係る政令公布(DC)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDC以外のお客様にもお送りしております。

### ポイント

- ▶ 年金確保支援法<sup>1</sup>は、DCの資格喪失年齢引き上げ（60歳 65歳）、中途引き出し要件緩和について定めていますが、本件に関する政令<sup>2</sup>が公布されました。
- ▶ 政令内容のポイントは次のとおりで、6月の意見募集<sup>3</sup>時のものから変更ありません。  
従来加入できなかった60歳以上65歳未満の者は、他の企業年金制度（DB年金等）または退職手当制度から資産移換があれば企業型年金加入者とすることが可能  
中途引き出し要件の緩和に伴う資産要件は25万円（従来認められている資産要件の50万円を引き下げるものではない。）
- ▶ 施行日は、平成26年1月1日とされました。

1 年金ニュース [No.2.6.1](#) ご参照

2 確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令

3 年金ニュース [No.2.9.2](#) ご参照

資格喪失年齢、中途引き出し要件については次頁ご参照

## 1. 資格喪失年齢について

現行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶資格喪失年齢は一律60歳</li> </ul>
年金確保支援法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶規約に定めるところにより資格喪失年齢を60歳から65歳まで引き上げることが可能</li> <li>▶資格喪失年齢引き上げに伴い、60歳以上65歳未満で引き続き使用される者は企業型年金加入者とする事が可能</li> </ul>
政令	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶従来加入できなかった60歳以上65歳未満の者も他の企業年金制度(DB年金等)または退職手当制度から資産移換があれば企業型年金加入者とする事が可能</li> <li>▶企業型年金実施時の過半数同意を得る際の分母となる対象者に60歳以上65歳未満で他の企業年金制度(DB年金等)または退職手当制度から資産移換する者を追加</li> </ul>

被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合または当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意

(注) 年金確保支援法により企業型年金加入者として掛金拠出対象となる期間は拡大するが、60歳以降の加入者期間は支給開始年齢を決定する通算加入者等期間には算入されない。

## 2. 中途引き出し要件について

現行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶退職時の個人別管理資産額が1万5千円以下の場合</li> <li>▶退職後個人型年金運用指図者にしかなれない者(公務員・専業主婦等)となって、一定要件(以下の要件等)を全てクリアする場合</li> </ul> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害給付金の受給権者ではない</li> <li>・拠出期間3年以下または個人別管理資産額が50万円以下</li> <li>・最後に企業型年金加入者または個人型年金加入者の資格を喪失した日から2年未満</li> </ul>
年金確保支援法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶現行要件に加え、個人型年金加入者となれる者(自営業者等)であって、退職後自ら個人型年金運用指図者となって2年経過した者(継続個人型年金運用指図者)が、一定要件(以下の要件等)を全てクリアする場合</li> </ul> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害給付金の受給権者ではない</li> <li>・拠出期間3年以下または個人別管理資産額が政令で定める額以下</li> <li>・継続個人型年金運用指図者となった日から2年未満</li> </ul>
政令	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶継続個人型年金運用指図者について、資産要件は25万円</li> </ul>

以上